

令和7年4月22日

郡市区等医師会 様

大阪府医師会
(公印省略)

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について
(情報提供)

平素は本会事業にご理解とご協力を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

このたびは、こども家庭庁からの通知が日本医師会を通じ、本会に参りました。

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施については、令和6年4月2日付（日医発第41号(健Ⅱ)）〔府医からは令和6年4月8日〕において、お知らせしております。

本事業は、妊婦の居住地にかかわらず、安全・安心に出産ができる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までのタクシー代などの交通費及び出産時の入院前に近隣の宿泊施設で待機するためのホテル代などの宿泊費を助成するため令和6年度予算において創設された事業であり、令和7年度においても継続して実施することから、今般、こども家庭庁、厚生労働省の連名で各都道府県知事等に通知がなされ、情報提供を受けた日本医師会が本会にも通知されたものです。

なお、同通知の改正点は、日医通知の8頁目にある「実施要綱8：留意事項の伴走型相談支援で実施する妊娠届出時や妊娠後期の面談等の事業（予算）名の変更」のみとなります。

つきましては、貴会におかれましても、ご了解いただきますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

【担当事務局】

大阪府医師会健診事業課

TEL: 06-6763-7568 FAX: 06-6766-2875